

カワウ管理計画をどう作るか

長岡技術科学大学 工学部 生物機能工学専攻 准教授

山本 麻希

特定鳥獣保護管理計画のためのガイドラインと手引き（カワウ編）にある鵜的フェーズ診断を行うと、それぞれの地域のカワウ対策のフェーズが診断され、各フェーズで実施すべきモニタリングや対策が明らかとなる。フェーズ1と診断された場合、まずは、都道府県内のカワウの個体群を把握するため、ねぐら・コロニーの位置、数、そして、そこにいるカワウの数を年3回（広域協議会のある所では、3月、7月、12月）カウントする必要がある。フェーズ2と診断された場合、都道府県内のどのエリアで、いつ、どんな被害が発生しているか、漁業者対象のアンケートで概要を把握し、被害のある河川・湖沼においては、被害のある時期に複数回、河川に飛来するカワウの調査を実施する必要がある。また、被害のある時期のカワウの胃内容物に占める各魚種の重量割合の分析を同時に行い、カワウによる被害金額の推定（＝カワウの飛来数×飛来日数×1日の捕食重量（500g）×胃内容物に占める各魚種の重量割合%×各魚種別単価）を計算する必要がある。鵜的フェーズ3になると、カワウの個体群管理を具体的に進めるにあたり、価値観の異なる人々がカワウ問題について速やかな合意形成を得る必要があるため、鵜的WS（ワークショップ）などの合意形成の場を持つ必要がある。ここで、都道府県としての個体群管理や被害対策等について協議を行い方針を決定する。鵜的WSに参加する人たちは事前に学習会などを実施し、カワウ被害対策に対し正しい知識を共有してからWSを行うことが望ましい。

カワウの被害対策は、個体群管理、被害防除、生息地管理の3本柱で成り立っている。鵜的WSでは、この3つの柱を総合的に実施するような対策を考えなければならない。個体群管理は、カワウのねぐら・コロニーの管理についての方法である。カワウは、ねぐら・コロニーからおおよそ10～30kmの範囲で採餌をされるといわれている。海に近いねぐら・コロニーの個体は海でも採餌しているため、これらをかき乱し、内陸に分布を拡大させることは、カワウの被害が内陸に広がることを意味するため、慎重な対応が必要である。また、ねぐら・コロニーの成立年代も重要である。新しい場合は、ビニールテープ張り等で比較的移動が容易だが、古くて個体数の多いねぐら・コロニーは、カワウの執着心も強く移動が困難なケースもある。いずれにしても、被害発生エリアに近く、個体数が大きなコロニーは、繁殖抑制等の個体数管理を実施する必要がある。被害発生エリアに近く、比較的新しいねぐら・コロニーは、被害の少ないエリアへ移動させることが望ましい。被害のないエリアのねぐら・コロニーは、いたずらにかく乱しないことも大切である。被害防除は、河川へのカワウの飛来を防ぐため、忌避具（視覚的・聴覚的刺激）を設置したり、人が銃器や花火を用いて追い払いを実施する。前者は、カワウが学習しやすいため、定期的に刺激を交換したり、組み合わせたりして、カワウに慣れさせない工夫が必要である。後者は、追い払い実施後の忌避効果は一時的であるため、追い払いを実施する際には、実施期間中、追い払いを集中的に行うエリア、追い払う方法を事前に流域で協議し、計画的に実施していく必要がある。生息地管理については、隠れ場所のない河川環境や河川を横断する構造物などが、カワウの捕食効率を高めている可能性があるため、魚が逃げ隠れしやすい環境を河川内に創出したり、河川横断物を遡上する際、鳥に捕食されにくい対策を講ずる必要がある。近年、水辺のこわざという地域住民、行政、漁業者が一体となり、多自然川づくりを行う取り組みが活発に行われている。治水・利水は、もちろんだが、生き物の視点に立った川づくりの推進は、河川の魚類資源の回復、ひいてはアユなどの有用魚種へのカワウの捕食圧の減少にもつながる。カワウ対策の3本柱を上手に組み合わせ、毎年、対策について効果の有無を検証し、ほどほどのカワウと共存している状態の鵜的フェーズ6を目指してほしい。